

# 全 員 協 議 会

日 時 令和2年4月24日（金）  
午前9時30分  
場 所 議場

## 付議事項

- 1 議運決定事項について
- 2 その他

## 第 2 1、2 2、2 3 回議運決定事項

令和 2 年 4 月 1 5 日（水）

令和 2 年 4 月 2 0 日（月）

令和 2 年 4 月 2 4 日（金）

### 付議事項

#### ● 4 月臨時会招集請求について

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会設置の要望書が**資料 1**のとおり提出されたことを受けて「特別委員会の設置について」、あわせて「山陽小野田市議会委員会条例の一部改正について」の二つの事件について、議長から臨時会招集請求について諮問された。議会運営委員会において異議ない旨答申すべきものと決定したため、議長から市長に対して臨時会招集請求書を提出した。これに伴い、市長が臨時会を招集した。

#### 1 令和 2 年第 1 回（4 月）臨時会に関する事項について

##### (1) 会期案について・・・**資料 2**

4 月 2 4 日（金）から 4 月 2 8 日（火）までの 5 日間

##### (2) 特別委員会の設置について

名称は「新型コロナウイルス感染症対策特別委員会」。議案については**資料 3**のとおり。全議員一致の議案として申し合わせ事項 2 7 により、副議長が提出者、議運の委員全員が賛成者となり、4 月 2 4 日の本会議に提出し、委員会付託を省略し即決する。可決の際には、

- ・総務文教常任委員会から伊場勇委員、長谷川知司委員、山田伸幸委員
- ・民生福祉常任委員会から水津治委員、松尾数則委員、吉永美子委員
- ・産業建設常任委員会から藤岡修美委員、高松秀樹委員、宮本政志委員

の 9 人の委員で委員会を構成すること、あわせて対策が続く限り本委員会が継続することを確認した。また、新型コロナウイルス感染症対策に関連する予算については、一般会計に関するものは当該委員会で、特別会計に関するものは所管の委員会で、それぞれ審査することとした。

##### (3) 山陽小野田市議会委員会条例の一部改正について

議案については**資料 4**のとおり。全議員一致の議案として申し合わせ事項

27により、副議長が提出者、議運の委員全員が賛成者となり、4月24日の本会議に提出し、委員会付託を省略し即決する。

次いで、委員会条例第8条第1項の規定により、(3)について議長から委員の指名を行い、本会議を休憩して、当該特別委員会を開催し、正副委員長を互選する。その後、本会議を再開し、議長から正副委員長の選任報告を行う。

以上を確認した。

(4) 人事案件について

申し合わせ事項62により、委員会付託を省略し、即決する。

(5) 議事日程案について・・・資料5

2 市議会モニターの意見について

今回の議論をまとめて、次回の議会運営委員会において回答案を提示することとした。

3 山陽小野田市議会基本条例の検証について

緊急事態宣言が発出された状況を勘案して、取り急ぎの案件とはしないが、いつでも検証できるよう準備しておくこととした。

4 本会議、委員会の傍聴について

新型コロナウイルスの感染拡大が収束するまで、自粛をお願いすることとした。もし、希望される方がいらっしゃる場合には、議会事務局に来局していただき、緊急連絡が必要となった場合に備え、「氏名、住所、電話番号」の確認をすること、「マスクを着用」していただくことを決定した。また、発熱症状や体調不良の場合には傍聴できないことも確認し、議場と委員会室の傍聴席入り口に「傍聴自粛についてのお願い文書」掲示することとした。






令和 2 年 4 月 1 3 日

山陽小野田市議会議長 小 野 泰 様

## 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会設置の要望書

新型コロナウイルスの感染が都市部で急速に拡大している事態を受けて、政府が4月7日に7都府県に対し緊急事態宣言を発出しました。これを受けて、山陽小野田市は4月8日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型インフルエンザ等対策本部を設置しました。

山陽小野田市議会としても、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにするべく、情報の収集及び発信、国、県、市の施策・予算に対する提案・要望を必要に応じて行うことを目的とした新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の設置を要望いたします。

会派市民ネット	代表	矢 田 松 夫	
会派新政会	代表	松 尾 数 則	
会派みらい21	代表	長谷川 知 司	
会派明政会	代表	伊 場 勇	
会派令和	代表	水 津 治	



## 令和 2 年第 1 回（4 月）臨時会議案名（案）

### 市長提出案件（議案 6 件）

#### ○総務文教常任委員会所管（2 件）

- (1) 承認第 3 号 山陽小野田市税条例等の一部改正に関する専決処分について  
（税務）
- (2) 承認第 4 号 山陽小野田市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分  
について  
（税務）

#### ○民生福祉常任委員会所管（1 件）

- (1) 承認第 5 号 山陽小野田市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する  
条例の一部改正に関する専決処分について  
（病院）

#### ○産業建設常任委員会所管（1 件）

- (1) 承認第 6 号 山陽小野田市地方活力向上地域における固定資産税の課税  
免除及び不均一課税に関する条例の一部改正に関する専決処分について  
（商工）

#### ○一般会計予算決算常任委員会所管（1 件）

- (1) 承認第 2 号 令和 2 年度山陽小野田市一般会計補正予算（第 3 回）に関  
する専決処分について  
（財政）

#### ○人事案件（1 件）

- (1) 同意第 6 号 山陽小野田市固定資産評価員の選任について  
（人事）

## 議員提出議案第 3 号

## 特別委員会の設置について

次のとおり特別委員会を設置することについて、山陽小野田市議会委員会条例第 6 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 4 月 2 4 日提出

提出者	山陽小野田市議会議員	矢 田 松 夫
賛成者	山陽小野田市議会議員	笹 木 慶 之
〃	山陽小野田市議会議員	長谷川 知 司
〃	山陽小野田市議会議員	伊 場 勇
〃	山陽小野田市議会議員	奥 良 秀
〃	山陽小野田市議会議員	河 野 朋 子
〃	山陽小野田市議会議員	高 松 秀 樹

- 1 目 的 市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにするべく、情報の収集及び発信、国、県、市の施策・予算に対する提案・要望を必要に応じて行うため
- 2 名 称 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会
- 3 委員の定数 9 人

(提案理由)

議員提出議案第3号は、特別委員会の設置についてであります。現在、新型コロナウイルス感染症が全国的に猛威をふるっており、本市においても感染症の拡大が懸念されております。議会としても、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにするべく、情報の収集及び発信、国、県、市の施策・予算に対する提案・要望を必要に応じて行うことを目的とした委員9人による新型コロナウイルス感染症対策特別委員会を設置しようとするものであります。

よろしく御審議の上、御議決くださるようお願いいたします。

## 議員提出議案第 4 号

山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について  
山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 4 月 2 4 日提出

提出者	山陽小野田市議会議員	矢 田 松 夫
賛成者	山陽小野田市議会議員	笹 木 慶 之
	〃	山陽小野田市議会議員 長谷川 知 司
	〃	山陽小野田市議会議員 伊 場 勇
	〃	山陽小野田市議会議員 奥 良 秀
	〃	山陽小野田市議会議員 河 野 朋 子
	〃	山陽小野田市議会議員 高 松 秀 樹

山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例  
山陽小野田市議会委員会条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 2 0 9 号）の  
一部を次のように改正する。

第 2 1 条中「、公平委員会の委員長」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議員提出議案第4号参考資料

山陽小野田市議会委員会条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(出席説明の要求)</p> <p>第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p>	<p>(出席説明の要求)</p> <p>第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、<u>公平委員会の委員長</u>、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p>

(提案理由)

議員提出議案第4号は、山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の内容は、山陽小野田市公平委員会設置条例が廃止されたことに伴い、委員会条例第21条に規定している「公平委員会の委員長」を削るものであります。

よろしく御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

## 令和 2 年第 1 回（4 月）臨時会議事日程（案）

月	日	曜	開議時刻	会議名	摘要
4	24	金	午前 10 時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会期の決定</li> <li>・議員提出議案 2 件を一括上程、提案理由の説明、質疑、討論及び採決</li> <li>※委員の指名</li> </ul>
			本会議休憩中	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症対策特別委員会（正副委員長の互選）</li> </ul>
			委員会終了後	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>※正副委員長の選任報告</li> <li>・同意 1 件を上程、提案理由の説明、質疑、討論及び採決</li> <li>・議案 5 件を一括上程、提案理由の説明、質疑及び委員会付託</li> </ul>
			本会議終了後	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務文教常任委員会</li> <li>・民生福祉常任委員会</li> <li>・産業建設常任委員会</li> <li>・一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会</li> </ul>
4	25	土		休 会	
4	26	日		休 会	
4	27	月		休 会	・議事整理日
4	28	火	午前 10 時	委員会	・一般会計予算決算常任委員会
			午後 1 時	本会議	・付託案件に対する委員長報告、質疑、討論及び採決